

議案第 88 号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 25 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の
一部を改正する条例

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 12 年
板橋区条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 1 項中「公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、
母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加
休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、
リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇」を「次
の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇」に改め、同
項に次の 2 号を加える。

- (1) 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊
娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支
援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、
ボランティア休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇
- (2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休
暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、
育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボラン
ティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇及び短期の
介護休暇

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

臨時的に任用された職員の特別休暇に関する規定を改める必要がある。